

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 0 号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
の要件を定める条例の一部改正について

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定
の要件を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定
める条例（平成 3 1 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中
「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 6 条第 7 項第 2 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加
える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 7 項の改正
規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、
教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、
改正後の第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、改
正前の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、
なおその効力を有する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置の基準等に関する規定を整備するため